

各位

平成30年3月2日
島根益田信用組合
理事長 竹本義正

不祥事件発生について

この度、誠に遺憾ながら、当組合の元職員による不祥事件が発生いたしました。

地域から愛される金融機関を目指し、「奉仕」「繁栄」「啓発」を組訓としているにも関わらず、このような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省すると共に、日ごろからご愛顧やご支援を頂いておりますお客様、地域や組合員の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、お客様ならびに関係各位の信頼回復に向けて、再発防止策を徹底し、今後二度とこのような不祥事件を発生させないよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

事件の内容	事故者は、平成16年10月頃から平成29年12月にかけて、事故者及び親族の借入金返済などのために、金庫室保管の現金を着服しておりました。
発覚の経緯	本部の余剰現金送金依頼に対する事故者の不審な対応を端緒とし、特別調査を実施し判明
事故者	当組合元職員（女性）
発覚年月日	平成29年12月29日
事故金額	47,436,000円（事故者親族により弁済）

なお、本件は、組合内現金の着服であり、お客様とのお取引に影響を与えるものではありません。

2. 関係機関への届出等

事件発覚後、警察へ相談を致しました。

また、法令に基づく監督官庁への届出も行っております。

3. 人事処分

事故者については、平成30年1月19日付で懲戒解雇処分といたしました。また、経営陣自らの襟を正すべく、役員報酬の一部減額を行うなど厳正な人事処分を行いました。

4. 今後の対応

当組合は、法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりましたが、本件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・相互牽制の強化を図り、再発防止に向けて当組合を挙げて取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

島根益田信用組合 総務部

電話番号：(0856-23-7711)

担 当：総務部 品川

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除く)